

○千葉市ハーモニープラザ設置管理条例
(設置)

第1条 本市は、社会福祉の増進並びに男女共同参画社会の形成及びコミュニティ活動の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種の事業を行う施設として、次のとおり千葉市ハーモニープラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

名称	位置
千葉市ハーモニープラザ	千葉市中央区千葉寺町1208番地2

(施設)

第2条 プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 障害者福祉センター
- (2) 障害者相談センター
- (3) 社会福祉研修センター
- (4) 男女共同参画センター
- (5) 中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館

(6) 前各号に掲げるもののほか、次条の事業を行うために必要な施設

2 プラザは、前項に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。

3 第1項第2号に掲げる施設については、千葉市障害者相談センター条例（平成6年千葉市条例第9号）に定めるところによる。

4 第1項第5号に掲げる施設については、千葉市コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉市条例第5号）に定めるところによる。

(事業)

第3条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する情報の収集及び提供、相談並びに研修に関すること。
- (2) 障害者の機能訓練、社会適応能力の向上並びに健康の維持及び増進に関すること。
- (3) 男女の自立と対等な社会参画に関する調査研究、情報の収集及び提供、相談、研修、学習の機会の提供並びに交流支援に関すること。
- (4) コミュニティ活動の振興に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置目的達成のために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 プラザ（障害者相談センター及び中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館を除く。以下同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 次条第1項に規定する使用の許可及び第8条の規定による使用の制限等に関する業務
- (3) 第12条第1項に規定する施設の変更の承認及び同条第2項に規定する原状の回復に係る指示に関する業務

(4) プラザの維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(使用の許可)

第6条 プラザの施設のうち、障害者福祉センターの多目的ホール及び屋外スポーツ広場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の使用の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) プラザの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。
- （使用の制限等）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第6条第1項の許可を取り消し、又はプラザからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第6条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条第1号から第3号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) プラザの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。
- （平成17条例50・旧第6条繰下・一部改正、平成20条例35・一部改正）
- （意見の聴取）

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

（休館日）

第9条 プラザの休館日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）のほか、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定める日とする。ただし、市長がプラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

施設名	休館日
障害者福祉センター	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）
社会福祉研修センター	日曜日及び土曜日
男女共同参画センター	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第2条第1項第3号及び第4号の施設を、前項に規定する休館日に開館することができる。

（使用時間）

第10条 プラザの使用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、市長がプラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

施設名	使用時間
障害者福祉センター	午前9時から午後9時まで。日曜日にあつては、午前9時から午後5時15分まで
社会福祉研修センター	午前9時から午後5時15分まで
男女共同参画センター	午前9時から午後9時まで。日曜日にあつては、午前9時から午後5時15分まで

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第2条第1項第3号及び第4号の施設を、前項に規定する使用時間以外の時間に開館することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第11条 第6条第1項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（施設の変更の承認等）

第12条 使用者は、プラザの施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の規定による承認を受けて原状を変更した場合において、その使用を終了し

たときは、指定管理者の指示に従い当該施設を原状に回復しなければならない。

（指定管理者の指定の手續等）

第13条 市長は、プラザの管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理の基準）

第14条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、プラザの管理を行わなければならない。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。